

足利・両毛ユナイテッドFC会則

第1条（名称）本クラブは、足利・両毛ユナイテッドFCと称する。

第2条（事務局）本クラブの事務局は足利市内に置く。

第3条（目的）本クラブは、サッカーの普及による両毛地域の活性化及び、健全な青少年育成と選手強化を目的とする。

第4条（事業）

- 1.第3条の目的達成のための必要な事業を実施する。
- 2.特定の個人、法人、その他の団体の営利を目的とした事業は行わない。
- 3.本クラブは、特定の政党又は宗教の為に利用しない。

第5条（クラブの構成）本クラブは、次の者を以って構成する。

- 1) 運営役員
- 2) コーチングスタッフ
- 3) クラブ員
- 4) その他

第6条（入会及び退会）入会及び退会は、別に定めるクラブ員規約により運営役員会議において決定する。

第7条（運営役員）運営役員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 2名 |
| 3) 運営専務 | 1名 |
| 4) 担当幹事（チーム代表） | 若干名 |
| 5) 事務局長 | 1名 |
| 6) 監査役 | 若干名 |

第8条（名誉会長及び顧問）

- 1.本クラブは、名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。
- 2.名誉会長、顧問は会長が推薦し、役員会において決定する。
- 3.名誉会長、顧問は役員会議に出席し意見を述べるることができる。

第9条（会議）本クラブの会議は、下記のとおりとする。

- 1.運営役員会議

2.コーチングスタッフ会議

第10条（運営役員会議）

1. 役員会議は、本クラブの最高議決機関とする。
2. 運営役員会議は、次の事項を議決する。
 - 1) 運営役員の選任
 - 2) 毎年度の事業計画及び予算
 - 3) 毎年度の事業報告及び決算
 - 4) 規約の制定及び改廃
 - 5) その他本クラブの事業に関する重要事項
3. 運営役員会議は、会長が召集し開催する。また運営役員3名以上の要請がある場合には会長は運営役員会を招集しなければならない。

第11条（担当幹事・コーチングスタッフ会議）

1. 担当幹事・コーチングスタッフ会議は、チーム代表、監督、コーチをもって構成する。なお第7条の運営役員は、コーチングスタッフ会議に出席して意見を述べることができる。
2. 本会議は、原則として毎月1回これを開催する他、次に掲げる場合に監督が召集できる。
 - 1) 監督が必要と認めたとき
 - 2) 3名以上のコーチより召集の請求があったとき
3. 本会議は、次の事項を協議する。
 - 1) 指導に関する事項
 - 2) スケジュールに関する事項

第12条（事業及び会計年度）事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条（収入）本クラブの収入は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入とし、本クラブの運営経費は、これらの収入をもってあてる。

第14条（付則）この会則の施行に必要な事項は、役員会議の決議を経て別に定める。

第15条（施行）この会則は1998年4月1日より施行する。